

旭川市生活安心応援給付金申請書（請求書）

対象世帯：住民税均等割のみ課税世帯

（申請を必要とする世帯の場合）

（宛先）旭川市長

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

申請日	令和 年 月 日	申請（請求）額	10,000円	申請期限	令和7年5月31日 （当日消印有効）
-----	----------	---------	---------	------	-----------------------

1 申請（請求）者（世帯主）

フリガナ 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
署名（又は、記名押印）	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話番号 （ ※日中に連絡がとれる電話番号 ）

2 申請者が属する世帯の状況

※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記入してください。

○令和6年1月1日時点の住所が旭川市外の場合は、
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税が非課税又は均等割のみ課税と分かる証明書を添付してください。
該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分（※ただし、2009年（平成21年）4月2日以降に生まれた方で、かつ収入がない場合は添付不要です。）

フリガナ 氏 名	申請者 との 続 柄	生 年 月 日	令和6年1月1日 時点の住所	旭川市外の場合には住所を記載	令和6年度 住民税課税状況
1 (申請者)	本人	/	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 所得割が課税
2		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 所得割が課税
3		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 所得割が課税
4		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 所得割が課税
5		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 未申告 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 所得割が課税

3 振込口座 ※原則「1の申請（請求）者（世帯主）」の口座とします。

金 融 機 関 名	支 店 名	種別	口 座 番 号 (右詰めでお書きください)	口 座 名 義(カタカナ)
銀行 信組 信金 信連 金庫 農協	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	普通 当座		

ゆうちょ銀行の支店名や口座番号がわからない場合は、下記を記入してください。

記号 番号 口座名義(カタカナ)

※金融機関の口座がない等、口座振込による受取ができない場合は、給付金専用ダイヤル(☎76-7415)まで御連絡ください。

裏 面 も 必 ず 御 確 認 ください

【旭川市確認欄】 ※記入しないでください

☐ 支給決定 ☐ 不支給

4 誓約・同意事項 ※各項目を確認し、全て同意された上で申請してください。

- ① 基準日(令和6年12月13日)において、旭川市(以下「市」といいます。)に住民登録がある世帯です。
- ② 旭川市生活安心応援給付金(以下「給付金」といいます。)の支給要件(※)に該当します。
- ※給付金の支給対象となるためには、以下の要件の全てを満たすことが必要です。
- ア 世帯の全員が、令和6年度住民税(定額減税前)が「均等割のみ課税者」又は「均等割のみ課税者」と非課税者」です。
- イ 令和6年度住民税が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではありません。
- (※税法上の扶養で「健康保険の扶養」とは必ずしも一致しません。)

【イ 支給対象とならない場合(例)】

- ・世帯全員が、単身赴任している住民税課税者に扶養されている場合
- ・高校生や大学生など親元を離れて生活している方で、住民税課税者に扶養されている場合
- ・令和6年度から就職したが、令和5年度は学生であり、令和5年中は住民税課税者に扶養されていた場合
- ・世帯全員が、住民税課税者の子等から扶養されている場合

- ウ 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- エ 世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている者はいません。
- オ 既に他の市町村で本給付金と同様の給付を受けた世帯ではありません。
- カ 令和6年1月1日時点で日本国内に住民登録がない者のみで構成される世帯ではありません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月16日までに市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、申請書(請求書)の記入事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑧ 同じ申請・請求者が2回以上の申請をした場合は、市が当該2回目以降の申請を無効とすることに同意します。
- ⑨ 給付金の支給時期について、提出書類に不備がない場合、申請書(請求書)を市が受領した日から3～4週間程度を要すること、また、世帯に転入者がいる場合は、更に支給時期が遅くなることに同意します。
- ⑩ 提出した申請書類等について、返却されないことに同意します。

【提出書類】

1 旭川市生活安心応援給付金申請書(請求書)(本書)

2 申請・請求者本人確認書類(写し)

a, bのいずれか1つ

a 公的機関が発行する写真付き証明書(写し)

マイナンバーカード(顔写真ありの面)、写真付き住基カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護支援専門員証、写真付き在留カード、写真付き特別永住者証明書など

b その他氏名、住所等が確認できる書類(写し)

健康保険証、健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、各種免許証、各種資格者証、学生証、社員証、保護手帳、各種公共機関から発行された領収書(税金・社会保険料・公共料金等領収書等)など

3 受取口座を確認できる書類(写し)

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カタカナ)がわかる通帳やキャッシュカードなど

4 令和6年1月1日時点で居住の市町村の『住民税が非課税又は均等割のみ課税とわかる証明書』の写し

令和6年1月1日時点の住所が旭川市外の住所の世帯員、全員分

※2009年(平成21年)4月2日以降に生まれた方で、かつ収入がない場合は添付不要です。

※添付書類の不備がある場合、支給を受けられません。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名